別表（第２条、第３条関係）

就学学校変更に係る許可基準、許可期間等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可事由 | 許可基準 | | 許可期間 | 対象者 | 添付書類 |
| 身体的理由（規則第５条第１項第１号該当） | 児童生徒等の身体が虚弱又は重度な障害のため、指定の学校に通学することが困難と認められた場合 | | 教育委員会が必要と認める期間 | 小学校１年生から中学校３年生まで | 医師の診断書 |
| 特別支援学級への入級（規則第５条第１項第２号該当） | 障害のある児童生徒等であって特別支援学級に入級させることが妥当と認められながら、指定の学校に特別支援学級がない場合 | | 特別支援学級に入級している期間 | 特別支援学級入級同意書 |
| 教育上の配慮（規則第５条第１項第３号又は第５号該当） | １　児童生徒等本人の性行上又は家庭環境上、転校させることが必要と認められた場合 | (１)　外国人、帰国子女等の受入れで特に配慮が必要である場合  (２)　特別な事情（ＤＶ、債権の取立て等）により、実際の居住地に住民票の異動ができない場合であって、その居住地の属する通学区域の学校に就学を希望する場合  (３)　いじめ、不登校等により、現在の学校への就学が困難な場合 | 事由が存する期間 | 学校長の所見等、事情を証する書類 |
| ２　転校回数が多く、児童生徒等本人のために有益でないと判断された場合 | | 教育委員会が必要と認める期間 |
| 保護者の監護（規則第５条第１項第４号該当） | １　家庭の事情により、保護者が日中児童生徒等の監護に当たることが困難な場合  (１)　保護者の勤務状況、病気療養等の事情により、放課後の監護に支障を来し、預け先（祖父母宅、親類宅、放課後児童教室等）の住所地又は保護者の勤務地の属する通学区域の学校に就学を希望する場合 | | 教育委員会が必要と認める期間 | 小学校１年生から６年生まで | 就労証明書、医師の診断書、預かり先証明書等 |
| その他（規則第５条第１項第６号該当） | １　その他教育委員会が特に必要と認めた場合 | (１)　災害の被災者で他の学校の通学区域に一時的に住所を異動するが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合 | 事由が存する期間 | 小学校１年生から中学校３年生まで | り災証明等 |
| (２)　学年の途中に他の学校の通学区域に転居したが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合 | 転居の日から各学期末まで | 小学校１年生から５年生まで又は中学校１年生若しくは２年生 | 学校長の所見等 |
| 転居の日から小学校又は中学校を卒業するまで | 小学校６年生又は中学校３年生 |
| (３)　住宅の建築、売買等により他の学校の通学区域に転居することが確実であり、あらかじめ転居後の住所地の属する通学区域の学校に就学を希望する場合 | 転居の日まで | 小学校１年生から中学校３年生まで | 工事請負契約書、売買契約書、建物賃貸借契約書等 |
| (４)　住宅の新築又は改築若しくは増築により一時的に他の学校の通学区域に転居するが、引き続き現在の学校に就学を希望する場合 | 事由が存する期間 |
| (５)　教育委員会が定める重複通学区域に住所を有する児童生徒が、重複通学区域に係る学校のうち、本人の希望する学校に就学を希望する場合 | 事由が存する期間 | 小学校１年生又は中学校１年生 |  |
| (６)　兄姉又は弟妹が就学学校変更許可を受けている学校に就学を希望する場合 | 兄姉又は弟妹が在籍する期間 | 小学校１年生から中学校３年生まで | 学校長の所見等 |
| (７)　小学校卒業まで通学区域以外の学校への就学を許可され、引き続き通学区域以外の中学校に就学を希望する場合であって、本人の精神的負担を軽減すると認められる場合 | 教育委員会が必要と認める期間 | 中学校１年生から中学校３年生まで | 学校長の所見等 |
| (８)　 学年における在籍者数が１人となることにより、通学区域以外の学校への就学を希望する場合であって、通学区域の中学校区内にある小学校に就学を希望する場合 | 小学校を卒業するまで | 小学校１年生から６年生まで | なし（ただし、申請期間は、就学学校の変更を希望する前年度の９月１日から11月30日までの間とする。また、学年途中の変更は認めない。） |

備考　この表において、重複通学区域とは、次に掲げる区域をいう。

(１)　岩国市立玖珂小学校及び岩国市立玖珂中学校の通学区域のうち、玖珂町のうち「千束」地区及び「臼田」地区については、岩国市立高森小学校及び岩国市立周東中学校の重複通学区域とする。

(２)　岩国市立高森小学校及び岩国市立周東中学校の通学区域のうち、周東町下久原のうち「千束」地区については、岩国市立玖珂小学校及び岩国市立玖珂中学校の重複区域とする。

(３)　岩国市立美川中学校の通学区域の美川町については、岩国市立岩国西中学校の重複通学区域とする。